

情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)の事例等について

平成27年8月6日
特定個人情報保護委員会

1. 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

地方公共団体において現在検討している番号法第9条第2項の条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)であって情報連携を希望するものについて、平成27年5月以降、331の地方公共団体(機関としては422機関)から1,898の事例についてヒアリングを行った。

このヒアリングで得られた事例等、関係各省との協議及び主務省令等に係る検討状況を踏まえ、情報連携の対象とできる独自利用事務の事例は、別紙のとおりである。

なお、これにより、ヒアリングで聴取したうち7割強の独自利用事務について、情報連携の対象とできるものである。

2. 拡大に係る当面の検討の方向性

ヒアリングで要望のあった独自利用事務のうち、別紙で掲げていないものについては、次のとおり対応する。

(1) 現在主務省令が制定されていない法定事務に準ずる場合の独自利用事務については、主務省令の制定を踏まえて検討を行う。

例：番号法別表第二第116の項の事務に準ずるもの(子ども・子育て支援法関係)、同表第120の項の事務に準ずるもの(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)等

(2) その他の独自利用事務については、地方公共団体及び関係省庁を含む検討会を今秋を目途に設置し、検討する。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例

番号法第九条第二項の条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）であって情報連携の対象となる事務の事例は、1 から 11 までに掲げる番号法別表第二の第二欄の事務（以下「法定事務」という。）に準ずる独自利用事務である（本件を事務類型別に整理した参考資料である「情報連携の対象となる独自利用事務の具体例」も参照されたい。）。

なお、特定個人情報の提供は、各項に係る主務省令の定めに基づいて提供される。

1 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね児童福祉法第四条第一項に定める「児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 子どもの医療費助成に関する事務

イ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。以下各項において同じ。

2 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の二十六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）」（以下この項において「通知」という。）に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の対象者である外国人である場合

イ 独自利用事務の目的が、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護である場合

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務である場合

事例：通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

3 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十一の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合

事例：地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

4 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十七の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項に定める学校又は小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に就学する者の保護者等であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象の学校に就学する者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定

されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）である場合

事例：特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

5 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の五十七の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね児童扶養手当法第一条に定める「父又は母と生計を同じくしていない児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア ひとり親等の医療費助成に関する事務

イ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

6 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十五の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範

において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア ひとり親等の医療費助成に関する事務

イ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十七の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

8 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の七十四の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね児童手当法第一条に定める「児童」又は「児童を養育している者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：子どもの医療費助成に関する事務又はこれに類する事務

9 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十四の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね六十五歳以上の者又はおおむね介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。）

イ 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高齢者の医療費助成に関する事務

イ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

ウ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する

る事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百八の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね障害者総合支援法第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

11 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十三の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」若しくは学校教育法第一条に定める「幼稚園、

小学校、中学校」に通う幼児、児童若しくは生徒又はその保護者であつて、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

ウ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

エ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

参考資料 情報連携の対象となる独自利用事務の具体例

※ 別紙「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」に記載した内容を、事務類型別に整理し直した資料

平成27年8月6日
特定個人情報保護委員会事務局

番号	独自利用事務の事務類型 (具体例)	準ずる法定事務の項 (番号法別表第二の項)	【要件1(規則案第三条第一項)】 法定事務の趣旨又は目的と同一である場合	【要件2(同条第二項)】 法定事務の内容と類似している場合	【要件3(同条第三項)】 ① 法定事務の情報提供者と同一又はそのいずれかに該当する場合 ② 法定事務の特定個人情報の範囲と同一又はその一部である場合
1	子どもの医療費助成に関する事務 (通院及び入院に係る医療費の自己負担分(保険診療分)の補助等)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(9)	① 対象者 おおむね児童福祉法第四条第一項に定める「児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に類して行うこととなる子どもの医療費の助成に関する事務の場合	①児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者の場合 ②児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 児童等の健やかな育成である場合(独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		
1		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(74)	① 対象者 おおむね児童手当法第一条に定める「児童」又は「児童を養育している者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に類して行うこととなる子どもの医療費の助成に関する事務の場合	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 児童等の健やかな成長である場合(独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		
2	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (「便器」「特殊マット」「特殊便器」「特殊寝台」「歩行支援用具」「入浴補助用具」「特殊尿器」「体位変換器」「車いす」「頭部保護帽」「電気式たん吸引器」「クールベスト」「紫外線カットクリーム」「ネプライザー(吸入器)」「パルスオキシメーター」等の給付)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(9)	① 対象者 おおむね児童福祉法第四条第一項に定める「児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に類して行うこととなる小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務の場合	①児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者の場合 ②児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 児童等の健やかな育成である場合(独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)		
2					①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合

3	<p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」(以下「通知」という。)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(26)</p>	<p>①対象者 通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の対象者である外国人である場合</p> <p>②目的 通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護である場合</p>	<p>通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の場合</p>	<p>①都道府県知事の場合</p> <p>②災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①都道府県教育委員会の場合</p> <p>②特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の場合</p> <p>②学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①都道府県知事の場合</p> <p>②特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長の場合</p> <p>②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
---	---	--	--	--	---

4	<p>地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。) (国庫補助が入っておらず地方公共団体が自らの予算で管理を行う住宅に係る家賃の決定、敷金の減免、入居申込みの審査等)</p>	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの(31)</p>	<p>①対象者 おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合(独自利用事務の根拠規範において「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	<p>地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)である場合</p>	<p>①都道府県知事の場合 ②障害者関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
5	<p>特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの(37)</p>	<p>①対象者 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項に定める学校又は小学校若しくは中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に就学する者の保護者等であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象の学校に就学する者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)</p>	<p>独自利用事務の内容が、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)である場合</p>	<p>①都道府県知事等の場合 ②生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <p>①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>

6	ひとり親等の医療費助成に関する事務 (通院及び入院に係る医療費の自己負担分(保険診療分)の補助等)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(57)	<p>①対象者 おおむね児童扶養手当法第一条に定める「父又は母と生計を同じくしていない児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 児童等の健やかな成長である場合(独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に類して行うこととなるひとり親等の医療費助成に関する事務の場合	<p>①都道府県知事の場合</p> <p>②児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①都道府県知事の場合</p> <p>②特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(65)	<p>①対象者 おおむね母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進である場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に類して行うこととなるひとり親等の医療費助成に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
7	児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (父母がいない児童を養育している方に支給される手当の支給)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(57)	<p>①対象者 おおむね児童扶養手当法第一条に定める「父又は母と生計を同じくしていない児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 児童等の健やかな成長である場合(独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に類して行うこととなる児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務の場合	<p>①都道府県知事の場合</p> <p>②児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①都道府県知事の場合</p> <p>②特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>

8	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (能力の開発又は資格取得のための給付金の支給)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(65)	<p>①対象者 おおむね母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進である場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に類して行うこととなるひとり親等を対象とした給付金等の支給に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
9	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (通院及び入院に係る医療費の自己負担分(保険診療分)の補助等)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(67)	<p>①対象者 おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる重度心身障害者等の医療費助成に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(108)	<p>①対象者 おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に類して行うこととなる重度心身障害者等の医療費助成に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
					<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p>

10	障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (障害児を扶養している方に対する手当の支給)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(67)	<p>①対象者 おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に類して行うこととなる障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(108)	<p>①対象者 おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害児」又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に類して行うこととなる障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
11	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対する手当の支給)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(67)	<p>①対象者 おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(108)	<p>①対象者 おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に類して行うこととなる心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>

12	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(67)	<p>①対象者 おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(108)	<p>①対象者 おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に類して行うこととなる障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
13	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>(日常生活用具給付、移動支援等)</p> <p>※ 地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(67)	<p>①対象者 おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に類して行うこととなる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務の場合	<p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(108)	<p>①対象者 おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合</p> <p>②目的 対象者の福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合</p>

14	高齢者の医療費助成に関する事務 (通院及び入院に係る医療費の自己負担分(保険診療分)の補助等)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 あって主務省令で定めるもの(94)	<p>①対象者 おおむね「六十五歳以上の者」又はおおむね介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合(なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。)</p> <p>②目的 対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進(向上)」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	介護保険法による保険給付の支給に類して行うこととなる高齢者の医療費助成に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <hr/> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
15	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務 (介護保険サービスの利用者のうち、所得が低く、生計が困難な方に対する利用者負担額(サービス費の1割負担や食費負担など)の一部の助成)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 あって主務省令で定めるもの(94)	<p>①対象者 おおむね六十五歳以上の者又はおおむね介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合(なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。)</p> <p>②目的 対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進(向上)」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	介護保険法による保険給付の支給に類して行うこととなる介護サービス等利用者負担軽減に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <hr/> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>
16	介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給、日常生活用具の給付、住宅改造等費用助成、移動支援等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。)) ※ 市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 あって主務省令で定めるもの(94)	<p>①対象者 おおむね「六十五歳以上の者」又はおおむね介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合(なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。)</p> <p>②目的 対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合(独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進(向上)」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)</p>	介護保険法による保険給付の支給に類して行うこととなる介護サービス等の給付に関する事務の場合	<p>①都道府県知事等の場合</p> <p>②生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p> <hr/> <p>①市町村長の場合</p> <p>②地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの場合</p>

17	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	① 対象者 おおむね高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に類して行うこととなる事務に併せてその他の給付等を実施している事務の場合	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
18	私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	① 対象者 おおむね高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に類して行うこととなる私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務の場合	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
19	就学援助に関する事務 (小学校・中学校の学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費等に係る経費の補助(医療費を除く。))	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	① 対象者 おおむね学校教育法第一条に定める「小学校、中学校」に通う生徒又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に類して行うこととなる就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)の場合	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合
20	幼稚園就園奨励費の支給に関する事務 (保護者に対する入園料・保育料の助成)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(113)	① 対象者 おおむね学校教育法第一条に定める「幼稚園」に通う幼児又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に類して行うこととなる幼稚園就園奨励費の支給に関する事務の場合	①市町村長の場合 ②地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるものの場合
			② 目的 対象者の教育の機会均等である場合(独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合)		①都道府県知事又は都道府県教育委員会の場合 ②高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの場合